

第7章 管理運営

第1節 管理運営の基本方針

(1) 基本的な考え方

宇土城跡を適切に管理運営するためには、行政と地域住民や地権者、関係機関、史跡に関わる様々な市民団体等との相互の協力や連携が不可欠であり、行政は宇土城跡に関わる様々な市民を支援し、役割を担うことができる組織やシステムを構築する必要がある。

このような管理運営に関する体制づくりを積極的に推進し、宇土城跡の本質的価値や保存管理方針を行政と地域、市民が共有して官民協働で取り組むことにより、地域が誇る歴史的財産として宇土城跡を後世に継承する。

(2) 管理運営の現状

現在の宇土城跡の管理については、管理団体（昭和55年3月24日指定）である宇土市（所管：教育委員会文化課）が定期的な巡回を行うとともに、公益社団法人宇土市シルバー人材センターと委託契約を結び、公有地内の除草清掃等の維持管理業務を行っている。その他、トイレの維持管理や西岡神宮北側の樹木剪定等は、宇土市神馬町馬場地区の住民で構成される「馬場朗人クラブ」、史跡指定地西側の西岡台貝塚周辺の除草清掃は、史跡に隣接する宇土市宮庄町宮庄区と宇土市がそれぞれ委託契約を結んで実施している。

なお、史跡整備を行った千畳敷を中心とする史跡指定地東側（面積約4.5ha）は、市の都市公園に指定されているが、実際の管理運営については所管である教育委員会文化課が一元的に行っている。また、社寺有地や民有地の日常的な維持管理については、それぞれの所有者に委ねられているのが現状であり、民有地の一部で竹類が繁茂する等、景観面で改善すべき課題もある。

その他、民間団体との連携として、観光ボランティアガイド「うと歴史観光案内人の会」（平成25年発足）と協力し、宇土城跡の見学希望者への対応や市が主催する歴史散策講座の説明対応等を行っている。

第2節 管理運営の体制

史跡の保護を目的として管理運営を円滑に進めるためには、所管する教育委員会部局だけでなく、都市公園を所管する建設部等の関係部局と常に情報を共有することが必要である。

また、行政と地域住民とが互いに協力し、支援する体制を構築するとともに、「宇土歴史懇話会」等の地域の歴史愛好者団体や「うと歴史観光案内人の会」等の関連市民団体との連携をはかり、官民協働による史跡の管理運営及び活用を組織的に進める必要がある。さらに、西岡神宮との連携も保存管理や史跡の活用だけでなく、管理運営の上でも重要である。

宇土城跡の管理運営や活用等の対象や方法等に関する具体的なイメージについては、図40のとおりである。



写真 26 うと歴史観光案内人の会

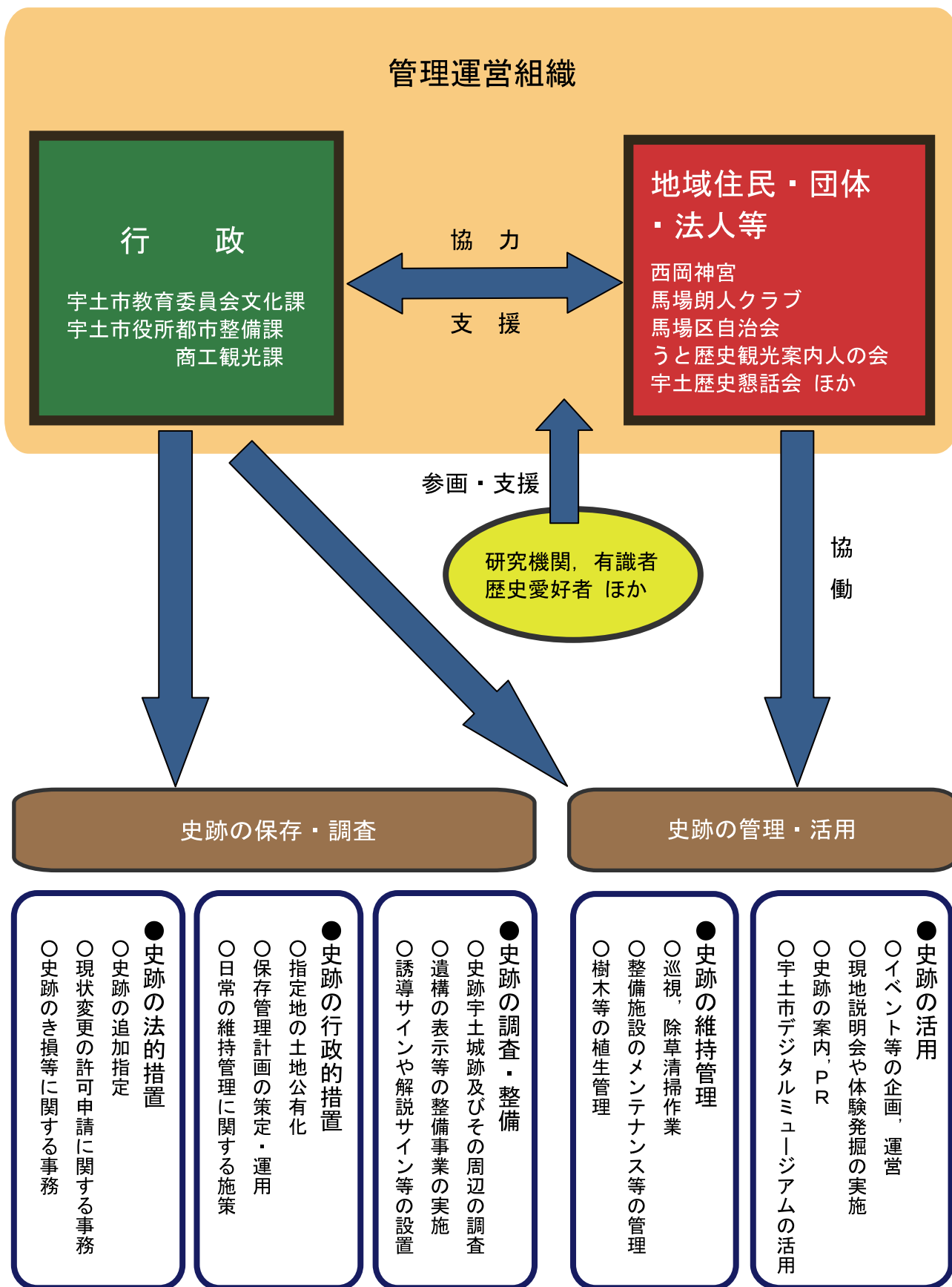


図 40 行政・市民等の連携・協働による管理運営模式図